

茨城県立伊奈高等学校 ラーケーション(体験活動推進日)運用規程

茨城県立伊奈高等学校

1. 内 容

生徒が校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日のこと。年5日以内に限り、保護者の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とはならない日を設定できる。ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行をもとめるものではない。

体験活動は、以下に挙げたような分野において、学校の外に目を向け、行動力や探究心が引き出されるような機会とすることを目的としなければならない。また本校では、ポートフォリオ的な観点から、この制度による体験活動を、高校生活での様々な体験活動の中の1つとして位置づけ、体験活動後、その内容を振り返りシートとしてまとめ、記録として残し、それを卒業後の進路選択の下地となる大切な資料とすることも、この制度利用のもう1つの目的としている。

キャリア・進路・自然・科学・環境・実験・観察・産業・スポーツ・文化・芸術・歴史・地理・伝統芸能・国際理解・福祉・SDGs・創作活動

2. 申請時期及び申請方法

保護者等が少なくとも1週間前までに学校に申請する。申請方法については、①保護者等が、学校への電話等を通して、直接口頭でクラス担任に申請する旨を伝え、②生徒を通して「体験活動推進日利用申請書」を受け取り、③保護者等が必要事項を記入して、学校に提出する。記入の際、申請した体験活動が学校の管理下の活動ではないことを確認し、その内容を理解した旨をチェック欄に記入する。

3. 「振り返りシート」の提出

生徒は体験活動実施後一週間以内に、「振り返りシート」を通してその活動内容を報告しなければならない。なお、そのシートには、当日実際にその活動をしたことを証明できるような写真（活動場所と本人が映った写真）等をシートの裏面に貼付すること。

4. 「体験活動推進日」として設定できない日

- 1) 入学式・始業式・卒業式・終業式等の行事がある日
- 2) 定期考査1週間前から定期考査最終日までの期間
- 3) 模擬試験実施日
- 4) 輝緑祭、クラスマッチ、修学旅行等の学校行事・学年行事が設定されている日
- 5) その他、学校が登校すべきと判断した日

5. 「体験活動推進日」に行う体験活動をするにあたり、適切でない施設・場所

- 1) 遊園地やテーマパーク等の遊戯施設

※職場見学やインタビュー等、当該施設に事前に申込み許可を得た上で、自己のキャリア探究の一環としてこのような施設を利用する場合は可とする。

- 2) その他、本校「生徒心得」や条例で定められているような、未成年者立入禁止の場所や好ましくない環境の飲食店・娯楽場など、高校生として立ち入ることがふさわしくない場所